

太田市世代間交流事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市老人クラブ連合会（以下「連合会」という。）が、世代間交流事業の推進を図るために実施する事業の円滑かつ効率的実施を援助するためにその事業費の一部を補助するもので、その交付に関しては太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助金は、老人クラブ活動等事業実施要綱（平成13年4月1日群馬県制定）に添って事業を行う老人クラブ連合会の世代間交流事業運営経費に対して交付する。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、20万円を限度とし、予算の定める範囲内で交付する。

(補助金の申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則に基づく手続きを行わなければならない。

(補助金の経理)

第5条 補助事業者は、補助事業に係る収入・支出を他の経費と区分し、補助金の使途を明確にしておかなければならない。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市世代間交流事業補助金交付要綱（平成13年4月1日太田市制定）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。